

山口県薬局光熱費高騰対策支援金Q & A

Q 1 本年度途中に開設しているが、申請しても良いか。

A 1 令和7年12月12日時点で開設（休止を除く）していれば支給対象となります。ただし、申請日時点で休止・廃止している場合は除きます。

Q 2 申請書と受取口座の口座名義人が異なっても問題ないか。

A 2 申請者と口座名義が異なる場合は、委任状（様式任意）の提出をお願いします。

Q 3 複数の薬局を運営している場合、薬局ごとの申請か、法人単位での申請になるのか

A 3 法人が運営する事業所、施設をとりまとめて申請することができます。

支給申請書は、法人単位での申請が可能となるよう、申請書には運営する薬局を複数記入することができます。

Q 4 申請書のコピーを令和11年度末まで保存することになっているが、何故必要なのか。

A 4 申請後から令和11年度末までの間、事務局等にて不備を発見した場合、電話等にて確認する場合があります。その際の確認資料として、手元に保管していただくものとなりますので、御理解ください。

Q 5 何故郵送は簡易書留にしなければならないのか。

A 5 郵送時のトラブル等で、万一期限までに申請書が届かなかつた場合等に、郵便の追跡や申請書を発送されたことの証明として使用する場合があります。

Q 6 いつ支援金は支給されるのか。

A 6 申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなければ、3月23日の支払を予定しています。ただし、申請内容について、確認項目や不備がある場合には、支給までに時間を要する場合があります。

Q 7 支援金が支給されたことをどうやって確認するのか。

A 7 支援金の給付については、指定された口座への入金をもって通知に代えますので、お手数ですが申請者において金融機関等で入金確認を行ってください。

Q 8 この支援金は課税対象となるのか。また、申告の必要はあるのか。

A 8 所得税、法人税については課税対象となるので、税法に則った手続きが必要です。詳細については税務署に確認してください。